

●香川県告示第234号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、丸亀市都市整備部建設課において平成29年8月4日から10年間閲覧に供する。

平成29年8月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

平成29年7月28日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

丸亀市土地開発公社

丸亀市大手町2丁目3番1号

理事長 徳田 善紀

3 埋立区域

(1) 位置

丸亀市昭和町28番、100番3、100番2、100番10、100番11、107番、109番、111番及び蓬萊町58番に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ丸亀港の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	二等三角点下真島（北緯34度18分7.6604秒、東経133度45分52.6914秒）から138度20分22秒、1,613.60メートルの地点
②の地点	①の地点から61度46分58秒、5.40メートルの地点
③の地点	②の地点から151度19分00秒、0.69メートルの地点
④の地点	③の地点から61度49分54秒、155.68メートルの地点
⑤の地点	④の地点から330度52分22秒、0.69メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から61度51度05秒、29.70メートルの地点

(3) 面積

41,601.27平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成28年9月5日

(2) 免許番号

28港湾第39162-3号